

対象となった警察本部の DV 専門警察官と児童保護担当警察官は、一緒に研修を受けたことはほとんど無いと答えた。

研修官に対する研修

DV 専門警察官は、研修技術について、職員を評価する際の考慮事項にはならないが、自らの仕事にとって必須であると述べた。警察本部の研修官の補助を得てコースを実施する DV 専門警察官は多くないが、自分で研修を実施する者は多く、その仕事の大部分は DV 専門警察官が率先して引き受けたものであった。研修の実施は、大抵、彼らの勤務時間を非常に食うものであった。ある DV 専門警察官は、「どれくらい関与したかは、いつも非常に過少な評価をされる。私は、自分の勤務時間の 3 分の 1 を研修に割いているのに。」と言った。正式な研修官が関与しようとしらない理由の一部には、警察研修には多くの優先事項が拮抗していることも挙げられるが、ある DV 専門警察官は、「研修の需要は研修部門が握っている」ので、この優先事項の拮抗を不幸なことだと表現した。

参加者がとても役に立ったとの感想を持った、全 DV 専門警察官のための 1 週間の「DV 研修官用の研修」コースは、調査した中の警察本部の 1 つで実施されていた。研修を行いたいという DV 専門警察官の申し出が受け入れられた部署では、受講した警察官の対応に改善がみられ、また、被害者や弁護士からは好意的な手紙を貰うようになった。しかし、他の警察本部の DV 専門警察官の大半は、自分自身は研修官として何の研修も受けていないと答えていた。

他の組織の研修

大抵の DV 専門警察官は、外部の研修に関与している。DV 協議会の代表集団に対して系統的に研修を行っている者もいるが、これが彼らの時間の大部分を費消していた。主要な保健衛生チーム—（家庭訪問をする）保健士、一般医、助産婦—にねらいを定めることが、DV 専門警察官への照会件数の増加につながると感じられた。

第 8 節 結論

DV に関する警察方針

- ・ DV の定義について全国的な合意のないことが、警察の業績を評価する上での主要な障害であり、このために、統計を直接比較することができない。届け出られ記録された事案に関して信頼に足る全国的な統計を作成するのであれば、全国的な定義に向けた合意が不可欠である。

- ・ 適切で、効果的に浸透する DV 方針とするためには、方針声明書の作成及び更新に関して管理が行き届くことが重要である。

- ・ 警察官に対する又は警察官による DV の告訴が、極秘かつ公平な捜査のための特別

の手續を要することは、調査から明らかであった。

警察本部の組織構造

- ・調査対象の警察本部は DV 対応の立案に当たり、相異なる組織モデルを用いており、同じ警察本部の内部で異なるモデルを採用している例もあった。

- ・どの組織も多かれ少なかれ問題を抱えている点では他の組織と変わりなかった。その問題点は、構造に関するものというよりも、警察本部内部での DV 業務の位置づけや、司令部及び部局長の意識のレベル、責任の定義の明確度、管理運営の手はずの実効性などに関わっている。

- ・DV 専門警察官の責任が各部局に委譲されていた多くの警察本部の司令部職員には、警察本部の対応を運営上管理する権限や、異なる部局の実績の齟齬についての責任が、ほとんどないままであった。

- ・司令部の側では DV 事案に対する指導・監督を行っていないようにみえるが、このことは指揮系統を通じて末端まで伝わるために、DV 業務が一般的に低い地位でみられる結果をもたらしている。

- ・DV 業務を運営するための配置は、運営上の使命を欠き、責任の所在が曖昧な、不明確なものが多い。

- ・このために、DV は警察本部の内部でもしばしば傍流の扱いを受けている。この結果、DV 記録の中の情報は、警察本部全体で一般的に入手可能な情報の質を改善するためには利用されていないのである。

DV 専門警察官の役割

- ・DV 専門警察官は貴重な情報を供給しうる源であるが、警察のサービスはその情報源を完全に利用していない。警察本部の文書では彼らの立場を不適切かつ不正確に特定する傾向があり、警察活動の主流に十分に統合していない。これらの問題は、彼らの役割の監視に不備を招いたり、彼らの役割が警察の他の機能にとって重要となり得ることに対する認識不足をもたらしていた。DV 専門警察官は、DV が警察の職責の中核を構成するものではないという認識を含む、DV に対する根深い時代遅れの態度に直面していた。

- ・調査対象の警察本部の間で、DV 専門警察官の役割に対する標準的なモデルは存在しなかった。被害者への連絡・支援、外部の機関との連絡、警察本部の内外への研修の実施、捜査及び行政事務への関与など広範な範疇の活動がなされていた。DV 専門警察官の中には、被害者とほとんど直接に連絡をとっていない者もいた。研修や他機関連絡の責務を負う者、又は行政事務的な仕事の遂行をすべく迫られている者が被害者との連絡に割く時間は、勤務時間の中で比較的小さな割合を占めていた。

- ・ほとんどの DV 専門警察官は捜査に従事していなかった。捜査官と緊密に協力して

働いた専門警察官は、訴追の手続への利点が著しかったことを述べていた。DV 専門警察官は被害者との連絡によって既にストレスを感じているが、自らの役割が低く扱われていることによって、そのストレスは加重されていた。報告されたストレスのレベルは、単独勤務の DV 専門警察官ではさらに高かった。

- ・孤立感は、職務管理官が「不干涉」アプローチをとることによって、さらに増していた。DV 専門警察官の実績を系統的に監視していた管理官はほとんどいなかった。多くの職務管理官は、DV 専門警察官のためにより多くの資源を割り当てたり、警察の他の活動機能と調整しながら問題の解決に関与することに消極的であった。DV 専門警察官の職務管理官で、部下の職務執行のやり方に責任を負っていた者はほとんどいなかった。

- ・行政事務は、多くの DV 専門警察官にとって主要な業務となってしまったために、彼らは、その何年もの経験や研修の成果を、実践的な警察業務にあまり活用していなかった。

情報管理

- ・家庭内事案を見極めるためのメカニズムは、信用がおけないように見える。巡回警察官から DV 専門警察官への報告、及び制御室の交換手による家庭内事案のコード分類又は標識化のいずれも、実際の数値を下回って計上されていた。

- ・事件対応する警察官は、制御室から、司令・制御コンピュータに搭載された情報（当該住所における過去の事案や、他の関連情報を含む「マーカー（位置標識）」などを含む。）を得ても、それを信頼することができなかった。

- ・禁止命令や嫌がらせからの保護法上の命令など、制御室内で紙のみで記録されている情報が、臨場する警察官に伝えられることはほとんどなかった。

- ・地元の DV 記録は、司令・制御システムよりも詳細な情報を有していた。この大部分は、事件対応する警察官や警察情報システムに直接関係する内容であった。しかし、DV データベースがコンピュータ内に設けられていたところでも、制御室からのアクセスが可能なものはほとんどなかった。

- ・DV 専門警察官は、その勤務時間を、本来定期的に与えられているべき事案情報の検索に、度を越して費やしていた。

- ・児童保護について得られる情報と、DV データベースには、しばしば同じ家族が両方に該当していることがあるが、この両者を統合することが可能であった警察本部はほとんどなかった。大抵の DV 専門警察官及び家庭内事案に対応する警察官には、当該住所の児童が児童保護登録の対象であるかどうかという情報に直ちにアクセスする権限がなかった。

- ・地区によっては、家庭内事案が報告された世帯の児童についてソーシャル・ワーカーに伝えるべきかどうかの判断が、DV 専門警察官に一任されていた。情報を引き継

◇基準は不明確で、ほとんどの場合、書面による機関間協定には含まれていなかった。

監視

- ・DV に関する警察本部の監視体制には、非常に幅があった。3分の2以上の警察本部では、事案の総件数以外に、事案や実績のいずれについても単一の統計は他に集計されていなかった。
- ・この分野における主要な指標と認識されている再被害者化を測定していたのは、59%の警察本部のみであった。さらに、「再被害者化」という用語は、様々に解釈されていた。反復の時間的間隔に関する基準は用いられていなかった。
- ・関与した全警察機能やその協働の実効性などをみることでDV対応を監視するという「系統的な」アプローチをとっていた警察本部は一つもなかった。
- ・監視体制の不適切さは、DVの実績によって警察本部の評判が大きく影響を被ることはないという見方が普及していることと関係していた。全国的な主要目標も、警察活動の主要優先事項も、DVに特に言及していたものはなかった。警察活動計画でDVに言及していたものもほとんどなく、暴力犯罪の中で家庭内から発するものが高い比率を占めていることへの認識は乏しかった。
- ・DV業務の地位が低いために、データ収集の信頼性が損なわれ、稀少な情報工学的資源をあえてDV統計収集に割り当てようとはなされないでいる。

研修

- ・方針ではDVが重視されているにもかかわらず、警察本部は概して、その効果的な実施を確保するために見合った研修戦略を持たなかった。研修の大半は、その場限りの開発がなされてきた。
- ・巡査より上の階級の者に定期的なDV研修を実施してきた警察本部は1か所のみであった。
- ・被面談者の中ではDV研修を受けていた者の方が少数であった。DV研修を実施していると主張した警察本部に所属する者であっても、大多数は、何らかの点で研修に不備があると述べた。
- ・大半の警察本部では、昨今の刑事及び民事の立法に焦点を絞った追加研修が必要であると考えていた。
- ・警察本部の内外における研修の負担は、DV専門警察官に重くのしかかっていた。たとえ彼らが研修へ関与することを価値のあることと自認していたとしても、それは時間を消費し、DVに関する他の職責を犠牲にすることが多かった。警察本部内や外部の集団への研修によって自分の勤務時間がどれほど取られるのかを、自分の職務管理官が気付いていないと述べた者もいた。
- ・DV専門警察官による研修への貢献は、しばしば、警察本部の研修官による援助や

支援を欠いて行われている。多くの DV 専門警察官自身は、研修官としての研修を全く又はほとんど受けていなかった。

第9節 勧告

本節では、調査結果から導かれた勧告を提示する。これらの勧告は、警察本部が、DV に対して適切かつ効果的な組織対応を構築する助けとなることを目指している。当初は勧告では警察本部のみを対象としようとしていたが、調査の間に、何らかの改善のためには内務省の行動も必要であることが明らかとなった。このため、勧告は、その対象者、すなわち内務省、警察本部の司令部、部局長ごとに分類されている。最終的な勧告は、警察本部の DV 対応の局面に関連するものであり、警察監察局の監察に含まれるべきものである。

DV に関する警察方針

内務省

スコットランドの警察監察局は、1997 年の報告書で、基準とすべき定義について、次のように勧告した。「警察が記録をとる目的上、ドメスティック・バイオレンスとは、大人同士が緊密な人間関係を有する状況で発生する、あらゆる形態の身体的、性的又は精神的虐待をいう。大抵の場合、この人間関係は、婚姻、同棲、又は別居しているパートナーの間のものである。記録をとる際は、性的要素のない暴力犯罪、性的犯罪、他の犯罪（平穩侵害、脅迫、及び公共物損壊など）及び犯罪に至らない虐待行為を区別することとなる。各記録では、再被害者化の程度も示され、逮捕／勾留状況、召喚／令状の届出、他のいかなる結果も分かるよう更新がなされることとなる。」

DV の定義を、上に提示された基準を満たすよう決定すれば有益であろう。警察本部に対しては、この定義を DV 方針に採用し、内務省への統計報告をする際に利用するよう奨励すべきである。

DV 方針声明書の内容に関して、警察本部のための手引書を開発すべきである。この手引書では、警察官による、又は警察官に対する、家庭内事案に関する訴えがあった場合にとるべき手続も含むべきである。

警察本部司令部

方針声明書には、日付、発行番号、及び配付リストを掲げるべきである。また、方針見直しまでの期間を特記すべきである。

警察官の関わる DV の訴えの処理に関わる部局のために手引書を開発すべきである。これにより、このような訴えが上級幹部によって、必要な細心をもって扱われることを確保すべきである。

DV 専門警察官の役割

内務省

特に、DV 専門警察官を捜査要員に加える場合や、一般の補助職員の貢献がある場合など、DV 専門警察官の役割についての相異なるモデルの利点と欠点を評価するために、調査を行うべきである。

警察本部司令部

DV 専門警察官による遂行が要求される職務について、明確な優先事項を設定すべきである。

部局長

部局では、DV 専門警察官の役割について、警察本部が示した優先事項を反映した職務内容を確定して記述すべきである。DV 専門警察官が各職務に費やす時間は、実績管理の一部として、また、結果に照らして定期的に見直される役割の範囲として、監視されるべきである。部局レベルでの職務管理責任も明確化すべきである。

本部の組織構造

警察本部司令部

個々の警察本部司令部は、本部の DV 対応の質の向上、及び部局を通じた一貫した対応の維持に向けて、その決意を再表明すべきである。そのために、この決意の遂行方法について述べた、以下の点を含む声明書を策定すべきである。

- ・ DV に関する有意義な実績指標及び目標を開発すること。
- ・ これらの指標を算定可能とするために、司令部に統計データを定期的に提供するように各部局に求めること。
- ・ 実績を比較したデータを各部局に提供する義務を引き受け、実績が認容可能な基準を下回った場合に適切な措置を講じること。
- ・ 人事異動、勤務時間、病欠率など DV 専門警察官の役割と関連したストレス指標を監視し、必要な場合にストレス・カウンセリングの受診が可能となるようにすること。
- ・ 例えば、報告のための標準 DV 様式を導入するなど、部局間の対応面を標準化すること。
- ・ 「最良の実務」を見極め、公表し、パイロット・プロジェクトを開発すること。

本部は、児童保護と DV との関係を、運営、共同配置、研修、情報共有などの諸問題に焦点を当てつつ、有益に再検討することが可能であろう。

部局長

部局では、その DV 対応に対する責任の所在を確定させ、書面化すべきである。一連の指揮命令におけるこれらすべての職責については、書面で明記し、正式な監視及び進捗状況の報告の基礎として用いるべきである。

DV 専門警察官の役割は、DV への対応に関わる他の警察機能との接点を明確化することにより、よりはっきりと本部構造に組み込まれるべきである。DV に関する実績の基準は、これらの機能の各々について、また、実務上の争いが起きたときに解決すべく構築された公のメカニズムについて特記されるべきである。

情報管理

内務省

内務省は、保健省とともに、警察本部及び社会福祉事務所に対して、DV 事案が報告されている世帯の子どもについての情報伝達に関する指導を行うべきである。情報を引き継ぐ基準は、データ保護への関心を主に取り扱うべき、書面による機関間協定に組み込まれるべきである。

警察本部司令部

事案の経緯に係る情報やマーカー（位置標識）に搭載された情報の警察官への伝達状況を恒常的に監視することは、DV 対応への何らかの評価の一部とみなされるべきである。DV 事案が正確にコード分類されているか、DV 専門警察官の注目をひくべく特定の事案に標識をつけることが実効的かなどについても、併せて監視すべきである。

部局長

部局では、情報管理の以下の局面に関する実務を再検討すべきである。

- ・ DV 専門警察官による司令・制御システム上のマーカーの利用。
- ・ DV 専門警察官のシステムに搭載された情報へのアクセス。
- ・ DV 専門警察官への家庭内事案報告の転送。

監視

内務省

警察本部のために統計の調査票を策定し、全国レベルでの実績監視を容易にすること。

警察監察局

警察監察局が監察を行う際、警察本部による DV に関する采配の質を継続して監視することが望ましい。

警察本部司令部

警察本部司令部は、部局が測定し定期的に報告しなければならないものとして、DV実績に関する核となる要素の特定を検討すべきである。その申報に基づき、司令部は、当該核となる要素により各部局の実績を測定したものを比較する統計報告書を作成し配付することができるようになる。統計作成の要件は、警察活動計画に反映することができる。核となる要素のリストには以下のようなものが含まれることであろう。

- ・ 事案件数
- ・ 再被害者化（＝同じ被害者が再度被害に遭った）事案件数
- ・ 被害者数
- ・ 逮捕件数
- ・ 犯罪報告の増加件数
- ・ 家庭内に起因する暴力犯罪の比率

部局長

部局では、作成された統計に職務の遂行状況を正確に反映させるため、そのデータ収集及び照会の仕組みを監査すべきである。

研修

警察本部司令部

DVの本質を認識すること、手続に関する知識、家庭内に起因する暴力犯罪の占める割合の高さ等に的を絞った、全警察官のためのDVに関する包括的な本部研修戦略を構築すべきである。その戦略では、本部の方針を遂行する上で主要な役割を果たすにもかかわらず、以前は見過ごされてきた警察官に配慮すべきである。その戦略には、本部方針の遂行を確約してもらう上で欠かせない存在である上級幹部も含むべきである。

研修は、定期的な再教育の要素を持つ、畳み掛けるようなプログラムとして実施すべきである。研修には、監視及び評価によって明らかとされた実務上の欠陥との関連を持たせるべきである。

警察本部司令部は、研修を実施することとされるDV専門警察官が、本部の研修専門官からの何らかの支援を得ることができるよう確保すべきである。また、これらのDV専門警察官が研修官としての研修も受け、関与した勤務時間の量も監視されるようにすべきである。